

北海道産業貢献賞（商工鉱業及び観光事業）選考基準

制 定 平成 11 年 4 月 7 日
一部改正 平成 15 年 4 月 1 日
一部改正 平成 23 年 4 月 1 日
一部改正 平成 30 年 4 月 1 日

北海道産業貢献賞（商工鉱業及び観光事業）における受賞候補者の選考にあたっては、北海道表彰規則（以下、「表彰規則」と言う。）、北海道表彰事務取扱要領（以下、「道要領」と言う。）及び北海道産業貢献賞（商工鉱業及び観光事業）表彰事務取扱要領（以下、「部要領」と言う。）に基づくほか、次の基準によるものとする。

1 選考の対象

（１）団 体

- 中小企業団体の組織に関する法律及び中小企業等協同組合法に基づく
事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会
- 商店街振興組合法に基づく
商店街振興組合
- 商工会議所法に基づく
商工会議所
- 商工会法に基づく
商工会
- その他の団体
中小企業者等によって業界及び道内商工鉱業及び観光等の振興のために組織された団体

（２）団体役員（別表１参照）

- 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会
： 中小企業団体の組織に関する法律第４７条第２項及び中小企業等協同組合法第３５条に規定される役員（監事を除く）
- 商店街振興組合
： 商店街振興組合法第４４条に規定される役員（監事を除く）
- 商工会議所
： 商工会議所法第３２条に規定される役員（監事を除く）
- 商工会
： 商工会法第３０条に規定される役員（監事を除く）
- その他の団体
： 法律に基づいて設置された団体については、上記団体準じて、所管法律において規定されている役員とし、任意団体については、運営に直接参画

していると認められる者（規約等がある場合は、規約等で定められた役職にある者）。

（３）企業者

（ア）業種の基準（別表２参照）

商工鉱業については、原則、次の分類に含まれる業種を対象とする。

ただし、観光事業については、業種の区分を適用せず、その事業活動を通じて本道の観光の振興に多大な貢献があったと認められる団体及び個人とする。

- 商業
：日本標準産業分類（総務省）の大分類Ⅰ（卸売業、小売業）に分類される業種
- 工業
：日本標準産業分類（総務省）の大分類Ⅴ（製造業）に分類される業種
- 鉱業
：日本標準産業分類（総務省）の大分類Ⅲ（鉱業、採石業、砂利採取業）に分類される業種

（イ）企業者の基準（別表第３参照）

- 株式会社（特例有限会社を含む）
：会社法第９１１条に規定される取締役（代表取締役以外）の取締役も企業者の範囲とする）
- 合名会社
：会社法第９１２条に規定される代表者
- 合資会社
：会社法第９１３条に規定される代表者
- 合同会社
：会社法第９１４条に規定される代表者
- 海外企業
：前４号に掲げる取締役、代表者と同等と認められる者
- 個人事業者
：法人格を有する企業に準じ、直接経営に参画していると認められる者

（４）従業員

選考の対象とする業種は、企業者と同様とする。

２ 基準日

各在職（従事）年数及び年齢の基準日は表彰年の１１月１日現在（部要領第２（表彰の方法）中の表彰時期における１日現在）とする。

３ その他

上記各号によっても判断が困難な場合については、個別協議とする。

関係法令（団体役員の範囲）

- 1 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、
商工組合、商工組合連合会：中小企業団体の組織に関する法律

第 3 条

この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 事業協同小組合
- 三 火災共済協同組合
- 四 信用協同組合
- 五 協同組合連合会
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 商工組合
- 九 商工組合連合会

第 4 7 条

- 2 組合の管理については、協同組合法～中略～三十四条の二から第三十六
条の三まで、～中略～の規定を準用する。

- 2 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合
：中小企業等協同組合法

第 3 条

中小企業等協同組合（以下「組合」という。）は、左の各号に掲げるもの
とする。

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 一の三 火災共済協同組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

第 3 5 条

組合に、役員として理事及び監事を置く。

【上記のうち監事は除く。】

- 3 商店街振興組合：商店街振興組合法

第 4 4 条

組合に、役員として理事及び監事を置く。

【上記のうち監事は除く。】

4 商工会議所：商工会議所法

第 3 2 条

商工会議所に、会頭一人、副会頭四人以内及び専務理事一人を置く。

2 商工会議所に、常議員を置き、その定数は、第四十二条の規定による議員の定数の三分の一以内とする。

3 商工会議所に、監事二人又は三人を置く。

4 商工会議所は、前三項の役員の外、定数の定めるところにより、理事四人以内を置くことができる。

【上記のうち監事は除く。】

5 商工会：商工会法

第 3 0 条

商工会に、役員として、会長一人、副会長二人以内、理事三十人以内及び監事二人以内を置く。

【上記のうち監事は除く。】

業種の範囲（産業分類表大分類、中分類：総務省）

- 産業分類表の中分類（項目）までを列記
- 業種の内容等詳細については、産業分類表を参照のこと

1 商業

- 大分類 I 卸売業、小売業
原則として、有体的商品を購入して販売する事業所

- 中分類
 - ・ 各種商品卸売業
 - ・ 繊維・衣服等卸売業
 - ・ 飲食料品卸売業
 - ・ 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
 - ・ 機械器具卸売業
 - ・ その他の卸売業
 - ・ 各種商品小売業
 - ・ 織物・衣服・身の回り品小売業
 - ・ 飲食料品小売業
 - ・ 機械器具小売業
 - ・ その他の小売業
 - ・ 無店舗小売業

2 工業

- 大分類 E 製造業
有機又は無機の物質の物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、これを卸売する事業所

- 中分類
 - ・ 食料品製造業
 - ・ 飲料・たばこ・飼料製造業
 - ・ 繊維工業
 - ・ 木材・木製品製造業（家具を除く）
 - ・ 家具・装備品製造業
 - ・ パルプ・紙・紙加工品製造業
 - ・ 印刷・同関連業
 - ・ 化学工業
 - ・ 石油製品・石炭製品製造業
 - ・ プラスチック製品製造業（別掲を除く）
 - ・ ゴム製品製造業
 - ・ なめし革・同製品・毛皮製造業
 - ・ 窯業・土石製品製造業
 - ・ 鉄鋼業

- ・ 非鉄金属製造業
- ・ 金属製品製造業
- ・ はん用機械器具製造業
- ・ 生産用機械器具製造業
- ・ 業務用機械器具製造業
- ・ 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ・ 電気機械器具製造業
- ・ 情報通信機械器具製造業
- ・ 輸送用機械器具製造業
- ・ その他の製造業

3 鉱業、採石業、砂利採取業

- 大分類C 鉱業、採石業、砂利採取業
有機物、無機物を問わず、天然に個体、液体又はガスの状態で生ずる鉱物を掘採、採石する事業所及びこれらの選鉱その他の品位向上処理を行う事業所
- 中分類
 - ・ 鉱業、採石業、砂利採取業

関係法令（企業者の範囲）

1 株式会社（特例有限会社を含む）：会社法

第911条

3 第一項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

十三 取締役の氏名

十四 代表取締役の氏名及び住所（第二十二号に規定する場合を除く。）

2 合名会社：会社法

第912条

合名会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

五 社員の氏名又は名称及び住所

六 合名会社を代表する社員の氏名又は名称（合名会社を代表しない社員がある場合に限る。）

3 合資会社：会社法

第913条

合資会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

五 社員の氏名又は名称及び住所

六 社員が有限責任社員又は無限責任社員のいずれかであるかの別

八 合資会社を代表する社員の氏名又は名称（合資会社を代表しない社員がある場合に限る。）

4 合同会社：会社法

第914条

合同会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

七 合同会社を代表する社員の氏名又は名称及び住所